

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月27日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	26	
③ 番号法別表第2の項	37	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第十の項 県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第一条	徳島県特別支援教育就学奨励事業実施要綱第2条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における <u>教育の普及奨励を図る</u> ことを目的とする。	第2条 教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒について必要な援助を行うことで、 <u>特別支援教育の普及奨励を図る</u> ことを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		徳島県特別支援教育就学奨励事業実施要綱